

産 地 第 4 9 号
令和 8 年 9 月 1 6 日

京都市住宅供給公社
理事長 旗 哲也 様
株式会社高島屋
代表取締役 村田 善郎 様
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥 昭雄 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和 8 年 1 月 3 0 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

（ラクセーナ専門店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 8

（高島屋洛西店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 5

（ニトリ洛西ラクセーナ店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 1 1

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 1 9 年経済産業省告示第 1 6 号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- (1) 駐輪禁止看板の設置や変更直後の誘導員の常設等により、駐輪場以外の場所（ニトリ-高島屋間通路付近）への駐輪を防止することや、駐輪場利用者及び歩行者に対する適切な交通アクセスの誘導を行うことで、敷地内交通の混乱の防止に努めること。

- (2) 従業員用駐輪場については、従業員に対し、店舗出入口から遠方かつ利用実態の少ない駐輪場への駐輪を促すなど、駐輪場減少後の各駐輪場の利用実態を踏まえた適切なオペレーションを行うこと。
- (3) 引き続き積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は郵便局及びホテル、東側は公園及び河川、また道路を隔てて共同住宅、西側は道路を隔てて緑地、南側は道路を隔てて共同住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会においては、駐輪場の利用状況、変更後の誘導案内、変更の時期、台数の算定根拠等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、高島屋洛西店の閉店及びそれに伴う解体工事に伴い、利用実績に基づいて、駐輪場の収容台数を減少させるものである。

駐輪場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の在庫台数を満たす台数を確保していることなどから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

(1) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数（78台）を上回る123台を届出台数として確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

ただし、今回減少する駐輪場は、洛西ニュータウン・ショッピングセンターの中心付近に位置し、長年利用されてきた方もいることを踏まえ、駐輪禁止看板の設置や変更直後の誘導員の常設等により、駐輪場以外の場所（ニトリ-高島屋間通路付近）への駐輪を防止することや、駐輪場利用者及び歩行者に対する適切な交通アクセスの誘導を行うことで、敷地内交通の混乱の防止に努めることが望まれる。

また、従業員用駐輪場については、従業員に対し、店舗出入口から遠方かつ利用実態の少ない駐輪場への駐輪を促すなど、駐輪場減少後の各駐輪場の利用実態を踏まえた適切なオペレーションを行うことが望まれる。

(2) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

地域イベント（洛西さくら祭、西京ひろば等）への参加・協力や夏祭り等自主イベントの開催、子ども向けの職業体験の受け入れを実施しており、引き続き積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。